三 調 発第７０号
令和３年７月７日

会　員　各位

三重県土地家屋調査士会
会　長　古　尾　圭　一

「県土整備部所管公共用地にかかる土地境界確定事務マニュアル」の改正について（お知らせ）

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、三重県「県土整備部所管公共用地にかかる土地境界確定事務マニュアル」が、近時の押印の見直しの動きを受けて改訂され、本年 8 月 1 日より施行されますのでお知らせいたします。

なお、改正されたマニュアルは、当会ホームページで公開いたしますのでご確認ください。

また、メール配信 NG 会員のうち、HP のダウンロードに支障のある会員は、事務局までお問い合わせください。

事　務　連　絡
令和３年７月１日

公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会　様
三重県土地家屋調査士会　様

三重県県土整備部公共用地課

「県土整備部所管公共用地にかかる土地境界確定事務マニュアル」の
改訂について

平素は、本県の登記業務に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県が管理する国土交通省所管の国有地及び本県県土整備部が所管する県有地等にかかる土地境界確定については、標記マニュアルにより行っているところですが、近時の押印の見直しの動きを受けて、標記マニュアルを改訂し、本年８月１日から施行することとしましたのでお知らせします。

なお、今回の改訂により任意での押印を妨げるものではないことを申し添えます。

記

改訂の概要

①　行政の手続きにおける全庁的（全国的）な押印の見直しの動きによる本文及び様式の改訂

②　その他文言の整理

事務担当
三重県県土整備部公共用地課
審査調整班
伊藤
電話　059-224-2661